

2019年度事業計画

1. 成長科学に関する研究助成、活動支援等を通じて科学振興を図る事業（公1）

(1) 研究助成事業

1) 自由課題研究

a) ヒトの成長並びに成長ホルモン及び成長ホルモンの関連因子に関する臨床研究に、応募の研究者が提案する課題を公募する。

募集期間は、2019年4月1日～2019年6月30日。研究助成委員会で選考のうえ、9月交付。助成期間は1年。

※基礎的研究および心の発達に関する研究を対象外とする。

b) FGHR（Forum on Growth Hormone Research）臨床研究

成長・発達及び内分泌領域に関する臨床研究を対象とし、今後の臨床の発展に寄与すると認められる研究。募集期間は、2018年12月3日～2019年1月31日、4月交付。助成期間は1年。

2) 指定課題研究

助成期間は原則として1期2年、2019年度は2018年度の継続。ただし（b）については、2019年度は助成期間を1年とし、公募する。募集期間は、自由課題研究と同様。

(a) 成長ホルモン療法の治療効果に及ぼす諸因子の解析並びにアドバース・イベントの調査に関する研究（200万円）

※2019年度より減額（200万円）

(b) 成人成長ホルモン分泌不全症患者の診断、治療及び追跡調査に関する研究（50万円）

※2019年度は助成期間1年とし、公募する。（2018年度は該当者なし）

2019年度より減額（50万円）

(c) 成長ホルモン及びIGF-I測定に関する研究（50万円）

(d) ヨウ素摂取と甲状腺機能、成長発達との関連に関する研究（70万円）

(e) 低身長児（者）の生活の質に関する研究（50万円）

※2019年度より減額（50万円）

3) 研究年報作成

指定課題及び自由課題の報告をまとめ研究成果として研究年報を作成し関係者に配布。なお、この年報には国外に留学した研究者、国外学会等に参加した研究者の報告書および公開シンポジウム演者抄録を併せて収載。

(2) 学術団体に対する助成

学術団体が行う学術集会の費用を援助。

1) 第37回内分泌・代謝学サマーセミナー（日本内分泌学会）を補助

会長：東村博子（名古屋大学教授）

7月4日（木）～6日（土） 岐阜県下呂温泉「水明館」

※80万円から50万円に減額

2) 第 92 回日本内分泌学会学術総会における若手研究奨励賞 (YIA) の副賞の一部を補助

5月9日(木)～11日(土) 仙台国際医療センター(宮城県仙台市)

(3) 学術集会・シンポジウム等の開催

※「心の発達研究委員会」の企画によるシンポジウムの中止

2. 成長ホルモン剤の適正使用を推進する事業(公2)

成長ホルモン分泌不全性低身長症など成長障害疾患患者の治療に使われる成長ホルモン剤の乱用防止、適正な使用を推進。

2019年度は、各委員会委員任期満了(6月30日)につき、新たに選出。

学校医の照会に答えられるよう、なるべく地区委員を増やしたい。

(1) 適応判定

1) 成長ホルモン剤の治療適応に関する判定

成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群、SGA性低身長症、プラダー・ウィリ症候群、軟骨異栄養症、小児慢性腎不全性低身長症、ヌーナン症候群の7疾患に対する治療開始時および継続治療の適応判定。なお、適応判定委員会は定例として年1回開催するほか、使用上の問題が生じた場合に適宜適応判定委員会及び専門委員会を開催。

2) データベースの構築と解析

適応判定データについてデータベースの構築と解析をすすめるとともに、SGA性低身長症については、企業より市販後調査におけるデータの提供等の協力を得てデータベースを充実。データの解析は、成長ホルモン治療研究専門委員会で行う。

3) 一般医に対する相談指導

Webサイトより医師からの相談質問を受け、協会の専門医より回答。

4) 成長ホルモン剤治療の適応判定基準につき必要に応じ策定・改定

5) 骨年齢読影サービス(「BoneXpert」使用)およびプラダー・ウィリ症候群の診断におけるDNAメチレーションテストの費用の助成

骨年齢読影サービスは、登録患者に限定する。

(2) 成人成長ホルモン分泌不全症及び間脳下垂体疾患に関する活動

1) 成人成長ホルモン分泌不全症

新規患者症例登録及び登録患者の治療成績・追跡調査を行うとともに、企業より市販後調査におけるデータの提供等の協力を得て症例数を増やしデータベースを構築。

2) 間脳下垂体疾患

厚生労働省間脳下垂体研究班員が中心となり、先端巨大症等5疾患(下垂体機能低下症、先端巨大症、クッシング病、プロラクチノーマ、バソプレシン分泌低下症)の患者の登録、長期予後、合併症等の調査を実施し、2010年(平成22年)5月にこの症例管理センター業務を協会に移転。研究班の活動として調査体制を再構築する。

(3) 地区委員の活動

- 1) 申請医の相談にのり異議申し立てについて、それ相当の理由があるかどうかを判断。また、その地区の保護者等からの相談・診療の要請に関し、専門医として意見を述べ、必要であれば診療。
- 2) 児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが文科省より指示されているので、日本小児内分泌学会、日本成長学会、日本学校保健会と協力して、学校医からの成長曲線の判定の依頼や紹介による成長障害児の診療に対処。
- 3) 学術運営委員会から伝達された成長ホルモン剤の適正使用に関する情報を、必要により地区の一般医師に対し伝達。
- 4) 成人成長ホルモン分泌不全症に関する協会の活動への協力。

(4) 事務局の業務

- 1) 成長ホルモン治療の新規適応および継続適応のコンピュータ処理。判定疑義例について適応判定委員への確認。適応判定委員会の報告。依頼者への通知。
- 2) 成長ホルモン治療に関するデータベースの構築。
- 3) プラダー・ウィリ症候群のメチレーションテスト依頼の事務処理。
- 4) 一般医の相談に対する事務処理。
- 5) 適応判定委員会等諸委員会の開催。
- 6) その他 適正使用指導事業に関する事務処理。
- 7) 間脳下垂体疾患症例登録のデータ保管。

3. 世界のヨウ素欠乏症対策およびヨウ素に関連した事業（公3）

Iodine Global Network(IGN)の報告によると 2017 年（平成 29 年）末の時点で、ヨウ素欠乏国は 139 カ国中 19 カ国と過去 10 年間で半数以下となったが、未だヨウ素欠乏症は存在する。ヨウ素摂取量は 110 カ国が適量、10 カ国が過剰であり、日本は適量と評価されている。しかし 110 カ国以外に 55 カ国でデータが存在しない。さらにヨウ素充足国とされていた 4 カ国がヨウ素不足であることが明らかになった。2000 年（平成 12 年）より本協会は他の諸機関と協力して世界のヨウ素欠乏症対策についての国際協力を継続している。

昨年度に引き続き、世界のヨウ素欠乏症対策および成長科学分野でのヨウ素と栄養・代謝・内分泌疾患との関連についての基礎的・臨床的研究、調査に事業を展開する。

具体的には以下の項目について、ヨウ素関連調査研究委員会が主体となって調査、研究をおこなう。また日本甲状腺学会臨床重要課題委員会（委員長：布施養善、副委員長：紫芝良昌）と協力して研究をすすめる。

(1) 世界のヨウ素欠乏地域の調査研究及び支援

国際機関である Iodine Global Network (IGN) と協力し、世界のヨウ素欠乏に関するデータ収集・解析および支援をおこなう。支援については日本ヨウ素工業会、千葉県など関係機関等と連携して世界のヨウ素欠乏地域へのヨウ素酸カリの無償提供をおこなう。2015 年（平成 27 年）2 月のスリランカ民主社会主義共和国への支援に引き続き、2016 年（平成 28 年）度から南アフリカ地域のマダガスカル共和国へのヨウ素支援の準備をすすめ、ユ

ニセフ・マダガスカルの協力も得て、2018年（平成30年）10月にヨウ素酸カリ850kgを贈与した。

(2) 日本人のヨウ素摂取量についての疫学的研究

日本においては、ヨウ素摂取についての国際的に比較し得るナショナルデータが存在せず、そのため日本人のデータによってヨウ素摂取基準を定められない状況である。そこで2013年（平成25年）9月より、ヨウ素栄養状態評価の世界的基準である調査法により全国47都道府県すべてにおいて学童（6～12歳の小児）を対象とした全国調査をおこなっている。2018年（平成30年）11月時点で31道府県41市町村、小学校114校において調査を終了し、約3万名の児童と3万5千名の保護者が参加した。次年度も調査予定であり、2019年度で全都道府県において終了することを目標とする。

(3) 学童以外の妊産婦を含むすべての年齢層についてヨウ素摂取状況について全国を対象とした調査を行い、厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」の策定に参考となるデータを提供する。

(4) ヨウ素摂取と甲状腺機能異常との関連を明らかにするためにヨウ素摂取量を個人レベルで正確に評価するための方法を開発する。具体的には生体試料中（血清、乳汁、毛髪など）のヨウ素含有量測定法、食事調査法を開発する。

(5) 食事調査法によるヨウ素摂取量の評価には食品中のヨウ素含有量のデータが必須であるので、多種類の食品中のヨウ素測定法を開発、測定しデータベースを構築する。

(6) ヨウ素摂取過剰による健康問題について内分泌学、栄養学、疫学の観点から研究する。これに関連して食品からのヨウ素摂取が甲状腺機能に及ぼす影響についての疫学的研究（北海道漁業協同組合連合会の支援、協力による）を行っている。

(7) 上記研究項目についての研究助成、会議出席・学術関連会議等開催、研究成果の学会発表、学術論文刊行を支援する。

4. 倫理審査

協会に倫理審査委員会を設置し、協会が行う事業・研究の審査を実施する。

5. 広報

(1) 「協会ニュース」を年4回発行

(2) 「成長科学協会のしおり」を年1回発行

(3) Webサイト

随時 Webサイト を更新。研究成果、事業内容等について情報公開を推進。

(4) 情報提供活動の強化

1) 適応判定依頼医師への研究成果・情報の提供

2) 成長障害疾患の患者、家族等に対する啓発・支援、講演会等の後援

3) 「心の発達研究委員会」編集によるコミュニケーションペーパー“こころん”の Webサイトへの移行。